

第30回基本方針策定タスク議事録

1. 日時：平成22年3月1日(月)10:00～12:00
2. 場所：日本電気協会4階A会議室
3. 出席者：(順不同，敬称略)
出席委員：越塚主査(東京大学)，関村(東京大学)，新田(日本原子力発電)，設楽(東京電力)，太田(東京電力)，近江(日本原子力発電)，渡邊(東京電力)，増井(東京電力)，牧野(日本電気協会)(9名)
欠席委員：宮田(東京電力)，白井(関西電力)，横尾(東京電力)(3名)
事務局：高須，糸田川，石井，平野，田村，大東，吉田，井上(日本電気協会)(8名)
4. 配付資料
資料30-1 第29回基本方針策定タスク議事録(案)
資料30-2-1 日本電気協会 原子力規格委員会規約，分科会規約 改定案に関する書面投票の結果について(日電協21技基第673号)
資料30-2-2 第35回NUSC(H21.12.16)における委員再任制限撤廃提案に対する意見への対応及び当該規約改定書面投票における反対等の意見への対応について
資料30-3 性能規定化に対する規格の位置付け及び規格の構成について
資料30-4 原子力関連学協会規格類協議会幹会議事概要
資料30-5 規格廃止に伴う質疑応答集の扱いについて
参考-1 第14回基本方針策定タスクワーキング議事録(案)
参考-2 第35回原子力規格委員会議事録(案)
5. 議事
 - (1) 定足数確認
事務局より，委員総数12名のうち本日の出席委員は9名で委員総数の3分の2以上となり，議案決議の定足数を満たしていることが報告された。
 - (2) 前回議事録の確認
事務局より，資料30-1に基づき，前回議事録(案)の紹介があり，原案通りで正式議事録とすることが確認された。
 - (3) 基本方針策定タスクにおける課題対応について
事務局より，資料30-2-1,30-2-2及び30-3に基づき，基本方針策定タスクにおける課題対応(案)についての説明が行われ審議した。その結果，今回のコメントを反映して資料30-2-2を一部修正の上，次回規格委員会(3/15)に上程することについて承認された。
(主な意見)
【規約関連】
 - ・一つ目の提案は委員再任決議の方法についてである。他学会では再任審議対象者が信任投票として1人ずつ退席して審議を行う方法としているが，電気協会の場合は，同時に多人数の審議となり時間も掛かるため，無記名投票を提案した。無記名投票を導入する目的は，委員を辞めてもらうことではなく，審議を活性化させることで，その際の決議条件は委員長選出と同様に過半数としたが，厳格化とは逆行しているとの意見があった。事務局で検討した結果，対象者が退席することで十分な審議が出来るのではないかと考え今回の案を提案した。
 - ・別紙-3の6項「委員は転職，退職等により業種に変更が生じた場合には，…」との条文では，業種に変更が生じなければ，何もしなくても良い事になる。例えばA社代表として出ていた人が，転職でB社に移った場合，その人が委員を継続するとA社から新たに委員を出すことが難しくなる。「委員は転職，退職等により業種に変更が生じる可能性がある場合には，…」と変更(下線部)して各自で判断せず委員長に申し出る様にするのが良いのではないかと。
委員会，分科会，検討会と各レベルでの共通問題なので，そこをどう考えるかである。委員の再任制限撤廃の問題と，今後の活性化をどの様に実施していくかという課題について，規約に書くべきものと，書かずにその精神を反映して議論をすべき所とは分けて良いのではないかと思う。
 - ・分科会，検討会の委員就任等の審議は，委員会にて行われる。分科会，検討会は人数制限がないので，業種比率を守りながら新委員を増員する事は出来る。また，同じ会社から参加する方が多くなれば，別途議論をすれば良い。しかし，委員会委員の場合には25名という委員数の枠があるので，業種変更等について議論が必要な場合は，本人が退席する改定案の方が適正な委員構成などの議論

もしやすくなるのではないか。

委員である本人が申し出なければならないのだが、業種変更ではないと自身で判断して申し出ないと、議論ができない事になる。

- ・形式的には任期内ではその通りだが、再任の時には議論の対象になる。また、そういうことも含め委員の人選は委員会の責任である。
- ・今回提案の様に挙手で4/5 以上と言うことにすると、決議に関する規約には変更がない事になるが、理解されるかどうか。
再任手続きの進め方を丁寧に説明すれば、理解して貰えると思っている。
- ・反対意見者に今回の対応案で納得してもらえるかどうか。規格の書面投票意見対応で実施している様に個々の意見に対する対応案を纏め、その上でタスクで議論してこのような回答となったと言うような説明をした方がよいのではないか。
反対意見を纏めると、「決議方法として4/5 以上を過半数に変えるのは厳格化にはなっていない」というものと、「委員のみで議論すべき」ということの2点であり、今回の提案はその2点を満足するものになっている。委員のみで非公開で審議することは、委員長判断により現在の規約でも対応可能で、決議条件も4/5 以上であるので反対意見の主旨は取り込んでいる。
- ・内容は良いのだが、反対意見対応(案)と言う形で個々の意見に対する回答を纏めておくことが必要ではないか。
- ・別紙-2 は規格委員会に出すのか。
提案し説明する予定である。
- ・業種変更の場合のみ在席で良いとしている理由は何か。
再任に関しては本人の資質に関する話になるため、本人がいると議論が難しいのに対し、業種変更については本人というよりは、本人が所属している業種が規約に照らして適切かどうかと言うことなので、本人がいても必ずしも発言出来ないことはないであろうと言うことで、この様な提案とした。
- ・個々にその様な所までイメージをしておくべきなのか。別紙-2 の様な委員長判断を拘束する記述ではなく、「原則として退席」として、中味に応じて委員長の判断によるものとする程度の表現としてはどうか。
公開/非公開に関する委員以外(オブザーバー、事務局)の退席は委員長判断で出来るが、委員の出席/退席について制限できる記述は現行の規約にはない。ご指摘のように「原則として退席」とする。
- ・この方法は妥当と言えるのか。
機械学会等でも同様の方法で実施している。

【活動の基本方針関連】

- ・「自らの専門能力の向上」という文言があるが、今議論をしているのは再任委員についてである、その人の資質をどう考えるのかについて議論された経緯があるのか。また、ある程度クオリティを供えたベストな方、名誉ある委員に選ばれる方に対する文言等の検討はしたのか。
“自らの専門性の向上”、“他の関係者への知識の普及”は現行の内容である。今回新たに追加変更するのは“円滑な世代交代に向けた人材育成”で、文章上の繋がりに関する指摘があったので修正するものである。
- ・結果的に、再任の制限を撤廃する事とこれらの文言とを直接繋げたような議論になると予想されるので、それらを明確に区別して説明しないといけない。
拝承。

【性能規定化に対する規格の位置づけ及び規格の構成について】

- ・エンドースにあたって国と意見交換をするのは当然だが、JNES の役割については、どの様に議論しているのか。JNES の役割の変更について我々にも情報は与えられているので、きめ細やかに対応していくことが必要かと思われる。更にその前提として、3学協会での様な考え方をシェアすることや、個々の考え、事例に基づいた意見を一般化して整理しておくことは大切である。そのような共通認識のもとで他学会に対してもコメントを頂く他、そう言う議論に加えて、学協会全体の考え方について規格類協議会で議論を行い理解を深めていく様な方向性が必要ではないか。
拝承。追加修正します。

- ・分類の考え方について、例え規程（JEAC）で(1)～(3)に分けても完全にこれは(1)のカテゴリ、これは(2)のカテゴリという様にはならない。規程としてはこういうものを含むものとしているのだが、指針（JEAG）ではそうはいかない。すべてが繋がっていて必ずしも規程の様にこれらを含むものという事で分類できるものではない。
- ・規程/指針は一般的にはこういう考え方で作ると言う全体の流れが最初に書かれているが、その次の分類の所は前の部分に対してどう理解すれば良いか。
現状の規程/指針を分類すると、この様に区分けされるというものである。作り手側から指針を(4)～(8)の様に分類したものである。規程にするか指針にするかは規格委員会で判断し、民間で守るべきものを含むものは規程とするが、技術評価とは別のものというスタンスである。国のエンドースと民間規格策定は車の両輪として進めていくべきというのが我々の考えである。
- ・今あるものを分類するとうなるというものの他、今後どうするというものはあるのか。
そこまではまだ整理できていない。今後どうするかについては、作り手側、読み手側の意見があると思われる。指針という形にするか、解説という形にするかは別にして必要なものは策定していくべきであると考え。今回は取り敢えずは現状のものを纏めたものという位置づけである。
- ・機械学会の状況は細かくは知らないが、原子力学会では最近2件ほどエンドースされたものが出てきたところで、他の学会とも協調して対応していくことが必要と思われる。当然学協会として各々の役割分担があるので、すべての民間規格をカバーしきれない可能性があるため、その場合にはもう少し広く考える、あるいはフォーカスをかけることも検討する必要があるかもしれない。
- ・3学協会としては、民間規格として法令に何処まで入り込むかという横通しの考え方の共有が必要で、そう言う意味で意見の調整が重要となってくる。
- ・機械学会の話だが、一般的にハードウェアに関する活動が多く、それ故スコープが絞りやすいのでJEAC的な書き方が多い様に思う。本文と解説の区分は、機械学会でも結構問題になっていて、改定検討タスクを半年ぐらい実施し、各分野から参加して解説に記載すべき事項を7～8枚程度に纏めて提言している。公開されれば是非見ておくべきである。
- ・今回この様な要件・要望を纏める事によって、機械学会との共通認識を深めることになる。一方、機械学会と議論したときに違いを感じるのは、機械学会はASMEがあってJSMEがあるという構造を上手く活かしながら規格を作っていることである。電気協会としてもグローバル化に対応した議論をする時が何時かは来ると思われる。JEAG 4601は正にそう言う論点を突きつけられていると思う。
- ・MDEP や新型炉について、規格委員会に上程するのはまだ少し早いと思われるが、分科会で是非、個々の規格に作り込む前の議論をして頂きたい。グローバルスタンダードという視点は忘れないようにと言う事である。
- ・電気協会にはJEAG4601があり、JEAC4209を作ってきたという実績は、設計から運転保守までの規格を電気協会内に持っているという事で戦略上重要であり、グローバル化の際にも強みとなるが、それがなかなか表に出てこない。
- ・品質保証においても、メーカーからしか海外の情報が伝わって来ない。情報をどう共有するかは難しい。
個々の技術の前に技術情報基盤というものを置いた上で、個々の技術に入る、その次に規格化、エンドースという4段階を意識しなければいけない。それが技術戦略マップともつながる。
- ・本件についての保安院との調整はどの様に考えているか。
5/19に3学協会の幹事会を予定しているが、その前に事務局と保安院で意見交換をする予定。

(4)技術評価書における要件及び要望について

事務局より、資料30-4に基づき、3学協会幹事会についての紹介が行われた。そして、技術評価関連の動向について議論が行われた。

(主な意見)

- ・以前の3学協会規格類協議会において大島氏より規制側の動向を紹介していただいた時にはまだまとまっていなかったが、本日の基盤小委用として「規格基準の体系的整備について」と言う資料を保安院が作成している。その中の「規格基準の整備の計画」は、基本政策小委の資料が纏まったことを受けて、短期的、中期的な課題について個々に線を引いた具体的なものである。
次回規格委員会では大島氏から紹介してもらい、委員からコメントを貰うようにしたい。
- ・電気協会への要望に対する回答は、いつ時点でのものか。
分科会から回答を貰った現時点のものである。これを3月中に機械学会と同じ様に分類して回答す

る予定である。

- ・省令63号の性能規定化の問題について原子力学会との調整具合はどうか。
まだ顔合わせの様な段階で、具体的には進んでいない。
- ・保安院に性能規定化について確認したところ、まだ詳細を整理出来ていないということであった。
受け身でなく、事業者として積極的に案を作っていく作業を是非お願いしたい。保安院はトピカルレポートの話があり、安全委員会側では燃料の指針の話がある程度進んでいる。年度内には方針をまとめるとのことで、既に原案が出来ている。民間側としてもそれらを踏まえて進めて行かなければならない。原子力学会も既に炉心燃料分科会を新たに立ち上げて体制を整えているので、それらの調整を含めて宜しくお願いしたい。

(5) 規格廃止に伴う質疑応答集の扱いについて

事務局より、資料30-5に基づき、規格廃止に伴う質疑応答集の扱いについての説明が行われた。

(主な意見)

- ・JEAC4205-2000の内容が機械学会の維持規格にすべて移管されたため、JEAC4205-2000は電気協会を持つ必要性がないことから廃止とした。
- ・現在、機械学会の方で質疑応答集の中から維持規格で引用したい部分を順次入れ込んでいるところである。質疑応答のうち、個々に出されるものについては、分科会で審議し規格委員会に報告して質問者に回答すると共にHPに掲載するという通常の手順で対応しているが、ある程度纏まった量の質問については質疑応答集に纏めることもある。いろいろと疑義が生じるようであれば早めに改定をするようにしているが、今後も質疑応答集を纏める事もあると思われるので、今回のようなケースにおける扱いについて纏めた。

6. その他

- (1) 次回開催日程は、平成22年5月31日(月)10:00～12:00 電気協会A会議室とする。

以上